

茅野市営市民館第4・5駐車場運営委託業務
指名型プロポーザル実施要領

1 背景及び目的

茅野市営市民館第4・5駐車場は、茅野市民館の催事参加者用として催事がある時に限って無料で開放していたが、茅野駅に近い好立地であり、催事参加者以外の駐車場需要も見込まれることから、茅野市民館で開放しない日については、オンラインで予約可能な有料の駐車場として令和2年10月から運営している。

本プロポーザルは、引き続き予約制駐車場として有効活用していくことを前提に、駐車場運営に関する専門的な知識を有し、かつ、オンラインでの予約システムを運営する環境を有している事業者から、運営委託業務についてより安価で優良な提案を募ることを目的としている。

本要領は、本プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 業務名 | 茅野市営市民館第4・5駐車場運営委託業務(長期継続契約) |
| (2) 業務内容 | 別紙「基本仕様書」による。 |
| (3) 発注者 | 茅野市長 今井 敦 |
| (4) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで(2年間) |
| (5) 事業規模 | 売上の2～3割程度を想定。 |

3 業務仕様及び事業者の選定方法

本業務を行う事業者は、駐車場予約システムの仕様や導入実績、委託料等を総合的に判断して決定する必要がある。よって、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」に基づき、指名型プロポーザルにより、総合的な見地から判断して最も適した提案者(以下、「特定者」という。)を特定することとする。

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各項目すべての要件を満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当しないこと。
- (2) 役務提供等(施設維持管理)の茅野市の競争入札参加資格を有していること又は有する見込みがあること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成21年茅野市告示第98

- 号)の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を茅野市との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 茅野市暴力団排除条例施行規則第2条で規定する暴力団関係者でないこと。
- (9) 本業務に際して、予約制駐車場サービス運営事業者及び運営に係るコールセンター等は、それぞれ個人情報保護方針を定め、マネジメントシステムの適切運用を行っていること。

5 スケジュール

令和8年1月26日(月)	プロポーザル指名通知書及び提案書提出依頼通知送付
令和8年2月3日(火)	参加承諾・辞退届の提出期限
令和8年2月9日(月)	質問受付締切
令和8年2月12日(木)	質問回答
令和8年2月20日(金)	提案書提出期限
令和8年2月26日(木)	提案者プレゼンテーション・ヒアリング
令和8年3月2日(月)	審査結果の通知・公表
令和8年4月1日(水)(予定)	契約締結

6 参加承諾・辞退届に関する事項

- (1) 提出書類 プロポーザル参加承諾・辞退届(様式第6号)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和8年2月3日(火) 午後5時まで(必着)
※期限までに提出されなかった場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 提出先 〒391-8501 長野県茅野市塚原 2-6-1
茅野市 都市建設部 都市計画課 都市計画係
電話:0266-72-2101(内線534)
電子メール:toshikeikaku@city.chino.lg.jp
- (5) 提出方法 郵送又は持参。(郵送の場合は期限内に必着のこと。)

7 質問に関する事項

- (1) 質問様式 任意様式
- (2) 受付期限 令和8年2月9日(月) 午後3時まで(必着)
- (3) 提出先 第6項(4)に同じ
- (4) 提出方法 電子メール(メール送信後、担当に電話連絡すること。)
- (5) 回答方法 電子メール(質問及び回答は参加者全員に共有します。)
- (6) 回答期限 令和8年2月12日(木)

8 提案書に関する事項

受付期間内に次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書(A4判の任意様式とし、A3判の折畳み可とする)

業務目的や基本仕様書を踏まえ、詳細な仕様について提案すること。

- ・ 予約システムの操作方法(利用者及び管理者)
- ・ キャンセルの手続きについて
- ・ 駐車料金の収納について
- ・ トラブル時の対応について
- ・ 価格
- ・ 駐車場稼働報告について
- ・ 連絡先(担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス等)

② 業務の実施体制

③ 見積書

④ 業務実績調書

(2) 提出部数 原本1部、電子データ1部

(3) 提出期限 令和8年2月20日(金) 午後5時(必着)

(4) 提出方法 郵送または持参。

電子データについては、電子メール可。(メール送信後、担当に電話連絡すること。)

(5) 提出先 第6項(4)に同じ

9 審査に関する事項

(1) 審査方法 提案書類及びプレゼンテーションによる。

別紙「プロポーザル審査要領」参照。

(2) 審査日時 令和8年2月26日(木) ※開催時間は参加者に直接連絡する。

(3) 審査場所 茅野市役所内 ※詳細は、参加者に直接連絡する。

(4) 審査結果の公表

ア 特定者への連絡 審査会で特定された後、速やかに電話または電子メールで連絡する。

イ 審査結果の公表 提案者に通知をする。

(5) 審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面(様式任意)により、その理由の説明を求めることができる。

(6) その他

- ・ 審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。
- ・ 本業務の詳細な仕様は、審査会で特定された提案内容について市と特定者が協議をして決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。
- ・ 上記の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が時点の提案者と協議する。

10 参加に際しての留意事項

(1) 失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 公表内容に違反すると認められる場合
- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- カ 上記アからオまでに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合等、審査会が失格であると認めた場合

(2) 著作物や特許権等の扱い

著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(3) 提出書類

- ・ 提出後の変更、差し替え、追加または再提出は認めないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しないものとする。
- ・ 提案は1提案者につき1案のみの提出とする。

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

(6) 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(7) 遵守事項

委託業務を遂行するに当たっては、本市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

(8) その他

- ・ 提案者は、参加承諾届の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。
- ・ 本プロポーザルに係る提出書類等は、情報公開請求時の公開対象となる。

11 問合せ先

茅野市 都市建設部 都市計画課 都市計画係 (担当:宮崎・平林)
〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
電話:0266-72-2101(内線 534)
電子メール:toshikeikaku@city.chino.lg.jp